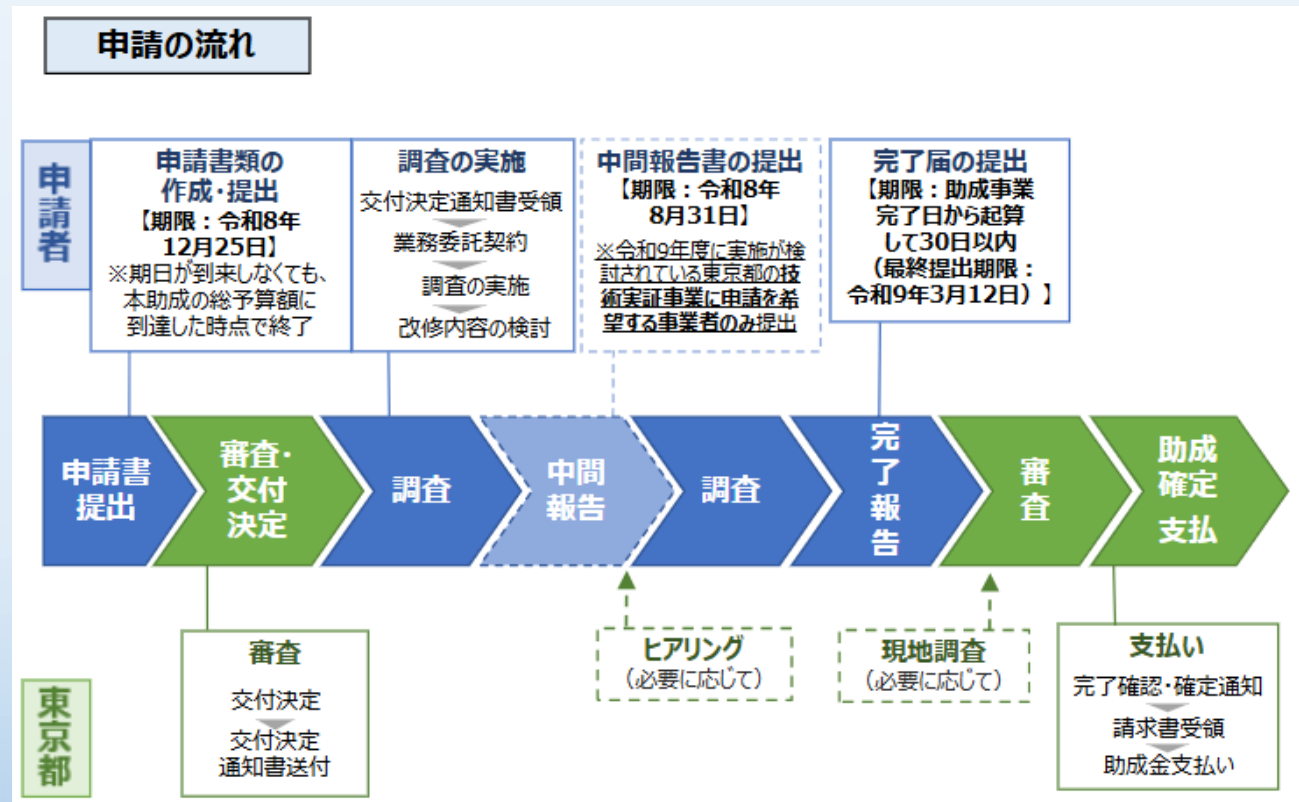


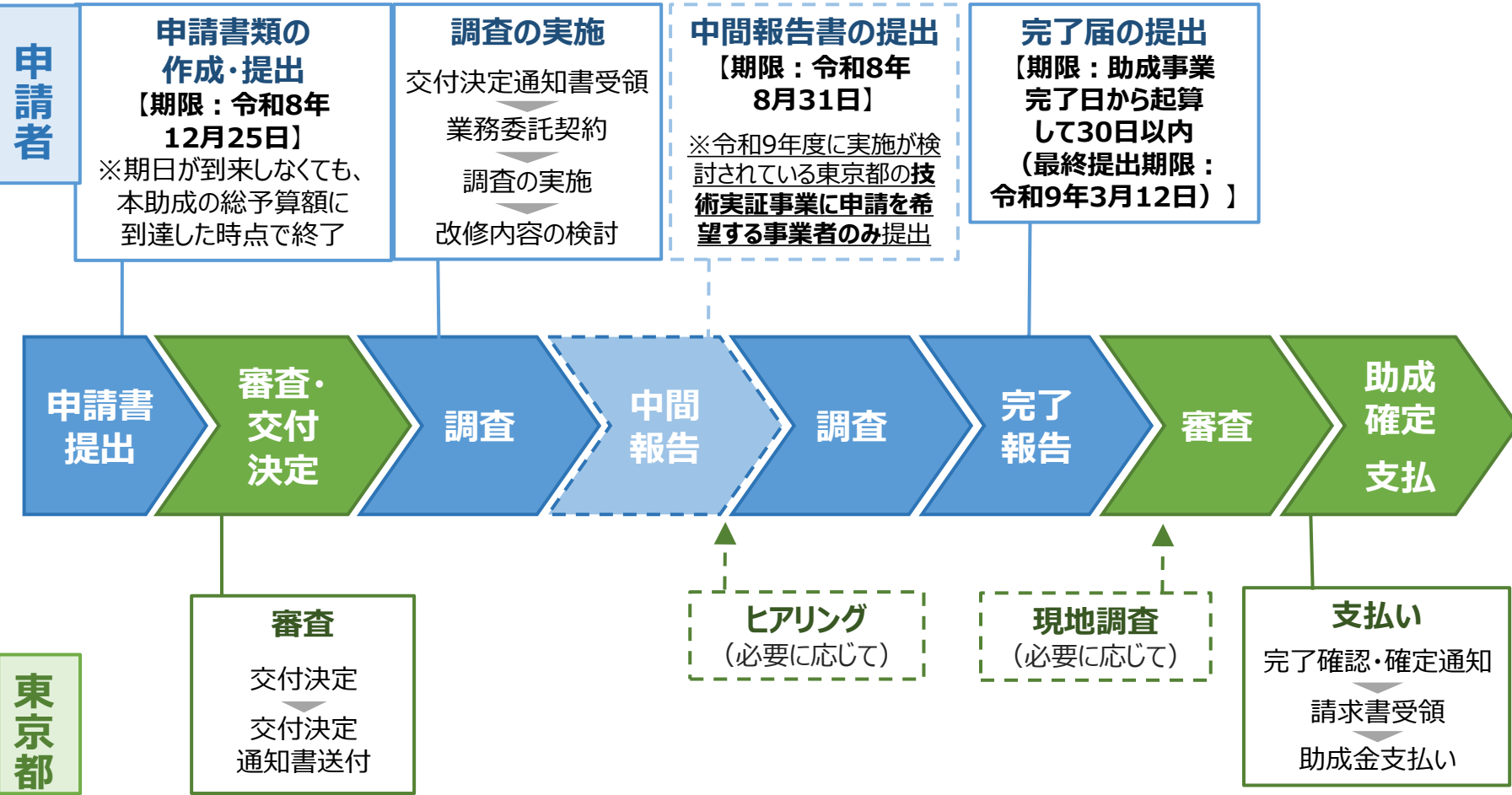
## 統合的設計による 省エネポテンシャル調査事業申請にあたっての説明

→申請にあたってのポイントをご説明いたします



# 3-1. 申請手続きの流れ

## 申請の流れ



募集要項p7参照

（1）統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業の申請手続の流れ

	申請者	東京都
申請期限 令和8年12月25日 <sup>※1</sup> まで ※1 期日が到来しなくても、本助成の総予算額に到達した時点で終了	申請書類の作成・提出	受理
審査及び交付決定 (随時)		審査 交付決定 <sup>※1</sup>
	交付決定通知書受領 業務委託契約 調査の実施 改修内容の検討 中間報告書 <sup>※2</sup> の提出	交付決定通知書送付 受領
中間報告書 <sup>※2</sup> の提出期限 令和8年8月31日 <sup>※2</sup> ※2 令和8年度に実施が検討されている東京都の技術実証事業に申請を希望する事業者のみ提出が必要となります		ヒアリング(必要に応じて) 調査の継続 改修内容の精査 完了届の提出
		受領・審査 現地調査(必要に応じて)
		確定通知の受領 請求書の提出 助成金の受領
完了届の提出期限 助成事業が完了した日から起算して30日以内 (最終提出期限) 令和8年3月14日 <sup>※2</sup>		完了確認・確定通知 請求書の受領 助成金の支払い

※申請から交付決定までには概ね1か月程度を要します。ただし、審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので予めご了承ください。

### 【令和8年度事業】 省エネポテンシャル調査事業（事業名称）統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業

<b>対象建物の規模</b>	: 都内の延床面積10,000m <sup>2</sup> 以上の事業所 ※ 1
<b>対象事業者</b>	: 上記の事業所を所有する事業者等
<b>主な助成要件</b>	: ① より高い省エネ水準に到達する改修に向けた省エネポテンシャル調査の実施 ※ 2 改修前の省エネ性能の把握 実測データ等に基づく改修前の実態把握 建物関係者の課題認識の把握 建物の実態に即した統合的設計による改修方針の検討・提案 ② 改修によるエネルギー削減量及び改修後のエネルギー消費量等の推計 ③ 本事業を踏まえた改修の実施（調査終了の翌年度から3年度以内に着手すること）等
<b>助成対象経費</b>	: 計測・計量のためのメーター設置、計測・計量、データ分析、改修提案等に係る費用（後述） ※ 3
<b>助成率・上限額</b>	: 助成対象となる経費（消費税を除く）の1/2（上限：500万円／事業）
<b>事業規模</b>	: 1億円（予定件数20件）

※ 1 住宅は含まれませんが、住宅以外の全ての用途が対象になります。

※ 2 すでに、同様の調査を実施されている場合でも、当該事業を活用して、計測・計量のためのメーターを追加設置する等、省エネの深掘りにご活用いただくことが可能となります。

※ 3 改修提案に反映するために実施する省エネ計算費用（WEBプログラム算定等）に関わる費用も助成対象となります。

※ 4 改修を実施した後のZEB認証やBELS認証の取得は要件としていません。

#### 助成対象となる経費

・統合的デザインによる改修に向けた省エネポテンシャル調査を行うために必要な費用とし、以下のものを対象とします。

- ① 建物使用者へのアンケート・ヒアリング、データ収集、データ分析、エネルギー消費性能計算プログラム実行のための費用等、**改修計画の提案に必要となる費用**（委託調査の経費を含む）
- ② 省エネポテンシャル調査のための電力量計・熱量計等のメーター及びデータロガーの設置等**エネルギーの計測に必要となる費用**（メーターの購入料、レンタル料等を含む）

※**交付決定前に契約した調査等は助成対象とはなりません**が、**交付決定後に新たに契約し、追加的に実施される調査等は助成対象**となります。

#### 助成対象とならない経費

以下の経費は助成対象外です。

- ① **諸経費**（都に提出する申請書類の作成費用や助成対象事業者の労務費、各種保険、保証料等）
- ② **消費税及び地方消費税**
- ③ 交付要綱第11条第1項の規定により都が**交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費**
- ④ その他経済合理性を欠くと都が判断するものの経費

#### 助成対象事業者

- ・下に掲げる要件を全て満たす者のうち、都内の延床面積10,000m<sup>2</sup>以上の既存非住宅において、助成対象事業を実施する者  
既存非住宅を所有していない者の場合は、所有者の許可を得て助成対象事業を実施する者とします。
- ・建物が共有ないし区分所有の場合、他の所有者の許可を得たうえで申請してください。

ア	民間企業
イ	個人事業主注)
ウ	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ	医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
キ	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
ク	特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	上記アからケまでに準ずる者として東京都が適当と認める者

※交付要綱第4条に掲げる者（暴力団や暴力団員等）は対象にならないほか、国又は地方公共団体の出資を受けている者等は、助成金交付の対象とはなりません。  
 ※複数の所有者で共同申請することも可能です。詳細は、募集要項を御参照ください。

- ✓助成対象事業の対象となる**事業所（建物）の所在地が都内である必要があります。**  
助成対象事業者の本社等所在地については、都内に限定しません。
- ✓敷地内の建築物のうち、独立している別の棟は床面積（10,000m<sup>2</sup>以上）に含めることはできませんが、構造的に、又はExp.Jで繋がっている付属棟は、上記の床面積に含めることができます。

### 省エネポテンシャル調査事業の要件-1

要件	内容
①改修前の省エネ性能の把握	<p>以下の内容について把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修前の設備仕様（機器の構成・台数・定格能力・ 定格消費電力を含む）</li> <li>・制御システム（制御方法、設定値）</li> <li>・外皮性能※1（窓・外壁・天井・床の熱貫流率・日射取得率等）</li> <li>・その他建物のエネルギー消費に関係する主要な設備機器の性能</li> </ul> <p>※1 図面等からの把握が難しい場合、都に協議の上、必要な事項を実施すること。</p>
②実測データ等に基づく改修前の実態把握	<p>以下の内容を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーデータ（年間や月別のエネルギー消費先別一次エネルギー消費量等）の実測や推計及び分析</li> <li>・統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャルの検討・把握に必要な項目の実測や推計及び分析</li> <li>・改修において重点的に対策を実施する部分の抽出</li> <li>・改修前の建物運用における各種設定値等、運用の状況の把握</li> </ul>
③建物関係者の課題認識の把握	<p>以下の内容を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物関係者（ビル管理者やユーザー等）へのヒアリング・アンケート調査等の実施</li> <li>・改修前の設備の不具合や居住性等の課題の抽出</li> </ul>

### 省エネポテンシャル調査事業の要件-2

要件	内容
④ 建物の実態に即した 統合的設計による改 修方針の検討・提案	<p>以下の内容を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①から③の取組を踏まえて、熱源、空調、照明、外皮等の省エネ性能向上に関する改修内容の検討及びその省エネ効果を把握</li> <li>・最適なシステムの導入等に向けた取組について、イニシャルコストやランニングコスト、エネルギー消費量等の比較を用いて提案</li> <li>・改修を実施しない部分について、その結果に至った経緯を示す</li> </ul>
⑤ 改修によるエネルギー 削減量及び改修後 における建物のエネ ルギー消費量等の推計	<p>改修によるエネルギー削減量及び改修後の建物全体のエネルギー消費量を推計し、都が示す省エネ水準等（要項1.2 事業の全体像及び（2）エネルギー消費量等の算出方法 参照）との比較を行うこと。</p>
⑥ 改修の着手	<p>原則、本事業完了の翌年度から3年度以内に、本事業を踏まえた改修に着手すること。</p>

#### 基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量は、右に示す建物用途別の基準一次エネルギー消費原単位 (MJ/m<sup>2</sup>・年) に、事業対象建物の建物用途別延床面積 (m<sup>2</sup>) を乗じて算出します。

(事業対象建物が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算した値の合計値)

$$\text{基準一次エネルギー消費量 (MJ/m}^2\text{)} = \sum (\text{建物用途別の基準一次エネルギー消費原単位 (MJ/m}^2\text{・年)} \times \text{建物用途別延床面積 (m}^2\text{)})$$

※1：床面積は、建築基準法に基づいて算定した面積とします。用途区分は前年度末時点のものとし、表1の用途ごとに廊下、便所等の共用部分を含んだ床面積を記入してください。複合用途の場合、全体共用部の床面積は駐車場を除いた各用途の面積比で案分して駐車場を除いた各用途の面積に含めます。

※2：共用部以外で上記の表に建物用途別の基準一次エネルギー消費原単位が示されていない用途（総量削減義務と排出量取引制度において第二区分事業所に該当する工場等）については、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度における一次エネルギー消費量実績の平均値を基準一次エネルギー消費量とすることができます。

表 建物用途別の基準一次エネルギー消費原単位 (MJ/m<sup>2</sup>・年)

用途区分	基準値
事務所	2,000
情報通信(データセンター以外)	8,000
情報通信(データセンター)	12,200
放送局	5,200
商業(食品関係以外)	3,000
商業(食品関係)	3,800
宿泊	3,400
教育(理系以外)	1,000
教育(理系)	1,800
医療	3,500
文化	1,800
物流(冷蔵倉庫以外)	700
物流(冷蔵倉庫)	1,700
駐車場	1,000

### 改修後のエネルギー消費量

- ・事業対象建物全体の改修後のエネルギー消費量は、**改修後の各種設備機器の効率、各種システムの省エネ率、運転時間等を想定して算出**してください。
  - ・算定方法の妥当性については、都で判断します。なお、設定した改修後のエネルギー消費量の算出方法の妥当性が確認できない場合は、都から連絡をしますので速やかに対応してください。
- ※1：熱供給施設から熱を受けている建物で、熱供給施設の供給したエネルギーの効率が東京都における全熱供給施設の平均値（0.94）よりも低い場合は、都における全熱供給施設の平均値を適用し、改修後のエネルギー消費量を算出することができます。また、熱供給施設と一体的に改修を実施する場合に限り、熱供給施設のプラント効率向上を含めて、エネルギー消費量を算出することができます。
- ※2：改修後のエネルギー消費量は、**運用対策等によるエネルギー削減分を含めることができます。**

### 改修対象部分におけるエネルギー消費量

- ・改修対象部分におけるエネルギー消費量は、**エネルギー消費先別**（熱源機器、熱源補機、水搬送、空気搬送、給湯、照明、コンセント、換気、給排水、昇降機、その他）に**実測又は推計等により算出したもの**です。
- ・改修対象部分の**エネルギー計量が明確に区別されておらず、把握できない場合は**、改修対象部分の設備の定格容量や使用実態等に基づいた**推計値で算出**することもできます。推計方法の妥当性については、都で判断します。
- ・都が示す省エネ水準の算定を行う際、改修対象部分における**改修前後のエネルギー消費先別のエネルギー消費量が算定できない場合は**、改修前後の**事業対象建物全体のエネルギー消費量を用いて算定**することもできます。

※1：熱供給施設から熱を受けている建物は、改修後のエネルギー消費量における※1と同様の算出ができます。

第2号様式の2

## 調査事業の全体概要

【記入例】

### (1) 建物概要

事業対象建物は〇〇年竣工の約〇〇〇〇m<sup>2</sup>のテナントビルであり、中央熱源システムと個別空調対応としてパッケージ形空調機を併設している。照明器具は〇〇〇、2次側の空調機は〇〇〇〇を採用し、給湯システムは〇〇〇〇を採用している。

建物外観写真

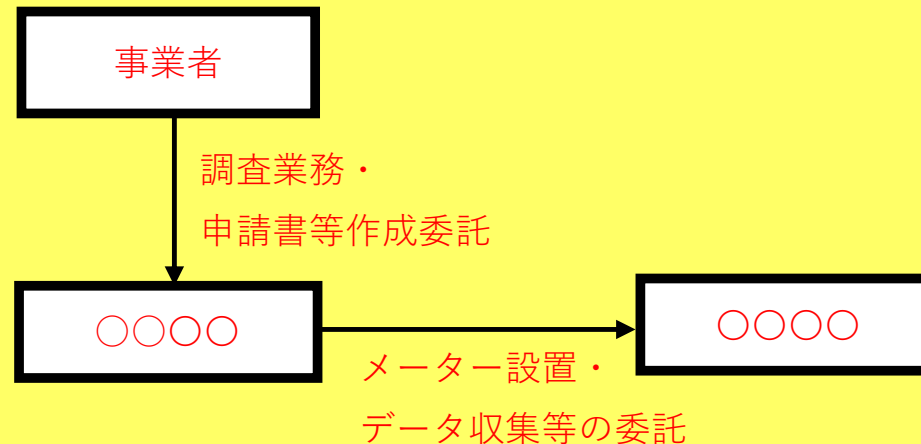
建物の設備システムの  
全体像（ポンチ絵）

### 3-7. 様式の記載例

#### 【記入例】

(2) 統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査の  
 統合的設計による改修に先立ち、検討に必要な計測・計量データ  
 設備システムに対し、仮設計測・計量を設置し、建物負荷やエネルギー消費量及び運転データ  
 把握と分析・検討を詳細に行い、二次側も含めた最適な熱源・空調システムの構築を検討す  
 る。また、建物のエネルギー消費実態等の分析結果を踏まえて、費用対効果を検証し、既存ビ  
 ルに導入可能な省エネ技術を効果的に把握することを目的とする。

(3) 省エネポテンシャル調査の実施体制  
 以下の実施体制で省エネポテンシャル調査を実施予定である。



第2号様式の2

## 調査事業の全体概要

【記入例】

(4) 補助対象事業の内容に関する実施予定の調査

①改修前の省エネ性能の把握

・○○○により○○○○を把握する。

例1：図面により熱源システム・空調システムの機器仕様・機器構成を把握する。

例2：BEMSデータにより、○○制御システムの○○に○○の設定値を把握する。

②実測データに基づく改修前の実態把握

以下のエネルギーデータについて分析を実施する。

(ア) 年間のエネルギー消費先別一次エネルギー消費量

(イ) 月別のエネルギー消費先別一次エネルギー消費量

(ウ) 季節別（夏期・冬期・中間期）代表週における時刻別の建物負荷

(オ) 室内の温熱環境（温度・湿度・CO2濃度を含む）の評価

(カ) 熱源機器における日最大負荷率

(キ) 熱源システムCOP

(ク) 熱源効率（熱源単体COP）、熱搬送効率（WTF）

(ケ) 類似建物とのエネルギー消費傾向の比較

(コ) ○○○○○○○○○○

(サ) ○○○○○○○○○○



### 3-8. 中間報告 (※令和9年度に実施が検討されている東京都の技術実証事業に申請を希望する事業者のみ)

・中間報告では、「本事業の調査結果を踏まえた改修内容の概要」、「都が示す省エネ水準等との比較結果」等を報告いただきます

第17号様式の2

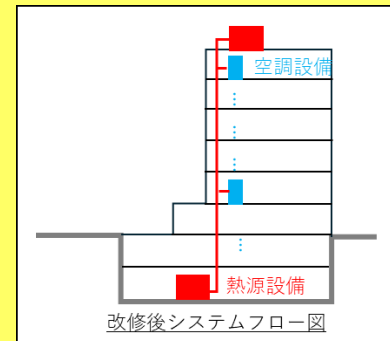
## 改修計画概要書

### 【記入例】

#### ■改修内容の概要

- ・建物の基準階〇～〇〇階を対象とし、建物外皮、空調設備、照明設備を改修し、ビルユーザーの快適性  
また、運転状況の分析結果を踏まえた熱源設備の改修も実施する。
- ・建物外皮は〇〇ガラスから△△ガラスに改修し、空調負荷を□□%低減する。
- ・熱源設備は主要機器を〇〇から△△に改修し、容量のダウンサイジングにより定格能力を□□%低減す  
また、ポンプの省エネ制御として△△を追加する。
- ・照明設備は〇〇から△△に改修し、省エネ制御として△△を追加する。
- ・体制として、計画、設計段階から〇〇が参画して、詳細検討を行う。  
また、改修後の運用段階でも〇〇が性能検証（コミッションング）を行い、建物管理者のチューニング

改修前				改修後				
建物用途・延床面積・階数・構造 など								
建物外皮	単板ガラス（日射熱取得率：〇〇） 断熱材厚さ：〇〇mm（外皮平均熱貫流率：〇〇W/m <sup>2</sup> ・K）			Low-e複層ガラス（日射熱取得率：△△） 断熱材厚さ：△△mm（外皮平均熱貫流率：△△W/m <sup>2</sup> ・K）				
設備概要	機器名	定格能力	定格消費エネルギー量	省エネ制御	機器名	定格能力	定格消費エネルギー量	省エネ制御
熱源設備	吸収式冷温水発生機	〇〇kW	〇〇Nm <sup>3</sup> /h		空気熱源ヒートポンプユニット	△△kW	△△kW	
	：	：	：		：	：	：	
	冷温水ポンプ	〇〇L/min	〇〇kW	台数制御	冷温水ポンプ	△△L/min	△△kW	INV制御・大温度差送水
：	：	：		：	：	：		
空調設備	空調機+FCU	〇〇kW	〇〇kW		外気処理機+FCU	△△kW	△△kW	
	EHP	〇〇kW	〇〇kW		EHP	△△kW	△△kW	
	：	：	：		：	：	：	
照明設備	Hf蛍光灯		〇〇kW		LED		△△kW	人感センサー
：	：	：	：		：	：	：	



体制表と各フェーズでの役割

体制	計画・設計			施工		運用	
	役割	△△	..	..	..	..	..
オーナー：〇〇	役割：△△	△△	..	..	..	..	..
建物管理者：〇〇	..	..	..	..	..	..	..
設計者：〇〇	..	..	..	..	..	..	..
施工者：〇〇	..	..	..	..	..	..	..
専門家：〇〇 (保有資格：〇〇)	..	..	..	..	..	..	..



### 3-9. よくあるご質問

分類	質問内容	回答
省エネポテンシャル調査を実施した後の改修内容	統合的設計による省エネポテンシャル調査事業の助成を受けて調査を実施したが、予算の関係等で提案した内容が全て実施できない場合、助成金額の変更や返金が必要となるのか。	事業者の責に帰すべき事由により、全ての改修工事を中止する場合には、省エネポテンシャル調査の助成金を返金いただく必要が生じる可能性がありますので、省エネポテンシャル調査にて提案した内容の一部でも工事に着手していただく必要があります。
	省エネポテンシャル調査を実施した後、完了の翌年度から3年度以内に工事に着手することになっているが、着手さえすれば良いか。工事完了時期の制約はないのか。	省エネポテンシャル調査を実施した後、完了の翌年度から3年度以内に工事に着手していただければ結構です。工事完了の時期は定めていません。また、工事に着手できない場合は、助成金の返金していただく可能性はありますが、天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由により、上記の期間で工事に着手できない場合はその理由の報告を求め、返金は求めません。
	複合用途の場合、一部の用途の改修でも助成対象となるか。	複合用途における一部の用途の改修の場合でも助成対象となります。
助成対象経費の対象	助成対象経費に基本設計の費用を含めることはできるか。	助成対象となる経費は、募集要項「2.3助成対象経費」の通りですので、基本設計の費用を助成対象とすることはできません。 なお、委託契約等において事前調査業務と基本設計業務が別契約とできない場合は、内訳等で事前調査業務と基本設計業務の費用が区別できるようにしてください。
助成対象経費の妥当性	助成対象経費について、査定や三社見積り等の条件はないか。	特に査定や三社見積り等の条件はありませんが、妥当性は都で確認します。
中間報告の内容	中間報告における工事費の概算について、どの程度詳細な根拠が必要になるのか。	中間報告における工事費の概算について、妥当性について都で確認し、考え方などをお聞きする場合があります。
	改修対象部分のエネルギー消費量における改修前の実績から20%以上削減という水準について、エネルギー消費先別の内訳は推計等を用いても良いか。	エネルギー消費先別の内訳は推計等を用いて算出していただいても結構です。

## 助成金交付申請時の提出書類

	必要書類	該当 (注1)	電子 データ	備考
①	助成金交付申請書 (第1号様式)	全	EXCEL	都指定の様式 ※東京都環境局ホームページよりダウンロード
	誓約書【助成対象事業者】 (第1号様式の2)	全	PDF	
	誓約書【共同申請者】 (第1号様式の3)	該	PDF	
	誓約書【手続代行者】 (第1号様式の4)	該	PDF	
②	助成事業実施計画書 (第2号様式)	全	EXCEL	都指定の様式 ※東京都環境局ホームページよりダウンロード
	調査事業の全体概要 (第2号様式の2)	全	EXCEL	
	事業実施工程 (第2号様式の3)	全	EXCEL	
③	助成事業経費内訳書 (共通様式)	全	EXCEL	都指定の様式 ※東京都環境局ホームページよりダウンロード
④	商業・法人登記簿謄本 (写しでも可)	全	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての助成対象事業者のもの</li> <li>・建物の共有者が法人の場合は、共有者のものを含む</li> <li>・手続を代行により事業を実施する場合は、手続代行者のものも提出すること</li> <li>・発行後3ヶ月以内</li> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・個人事業主の場合、開業届</li> </ul>
⑤	建物登記簿謄本 (写しでも可)	全	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業所のもの</li> <li>・発行後3ヶ月以内</li> <li>・履歴事項全部証明書</li> </ul>

	必要書類	該当 (注1)	電子 データ	備考
⑥	賃貸借契約書(写し)	該	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が事業所の所有者ではない場合</li> <li>・計測機器の設置等について、予め賃貸人の承諾が必要な場合には、設置についての承諾書を提出してください。</li> <li>・契約期間について、法定耐用年数期間中の継続的な契約が確認できない場合は、賃貸人と申請者との契約の継続意思が確認できる書類を提出してください(自動更新の記載がある場合は提出不要)。</li> </ul>
⑦	建築確認申請書の写し	全	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請書に記載の面積をもとに延床面積の確認をします。建築確認申請書に記載の面積と異なる場合は、別途根拠となる資料をご提出いただく必要がありますので、別途都の指示に従ってください。</li> </ul>
⑧	調査費用に関わる見積書の写し	全	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査費用の内訳が把握できる見積書のご提出をお願いします。</li> </ul>

## 事業完了時の提出書類

必要書類	該当 (注1)	電子 データ	備考
① 完了実績報告書 (第 16 号様式)	全	EXCEL	都指定の様式 ※東京都環境局ホームページよりダウンロード
改修計画概要書 (第 16 号様式の 2)	全	EXCEL	
一次エネルギー消費量及び CO2 排出量の削減計画書 (第 16 号様式の 3)	全	EXCEL	
② 助成事業経費内訳書 (共通様式)	全	EXCEL	都指定の様式 ※東京都環境局ホームページよりダウンロード
③ 経費根拠資料	全	—	調査委託契約書 (写) やメーター等の購入経費の根拠資料 等
④ その他都が必要と認める書類	該	—	委託調査会社から提出される報告書 等

## 請求時の提出書類

必要書類	該当 (注1)	電子 データ	備考
① 請求書 (第 20 号様式)	全	EXCEL	都指定の様式 ※東京都ホームページよりダウンロード
② 振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料	全	PDF	通帳の写し等 (例) ・普通預金通帳 (表紙及び内開き面 (口座名義人のカタカナ表記が確認できるもの)) ・当座勘定入金帳 ・インターネットバンキング口座明細
③ 支払金口座振替依頼書の写し	全	PDF	・支払金口座振替依頼書の交付を受けていない場合は、あらかじめ東京都環境局ホームページよりダウンロードして必要事項を記入した支払金口座情報登録依頼書を提出し、支払金口座振替依頼書の交付を受けてください。
④ その他都が必要と認める書類	該	—	

- 御活用のご検討にあたっては、下記事務局までお気軽にお問い合わせください。

### 統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業運営事務局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎20階南側

電話番号：03-5388-3663

メールアドレス：[integrative-design@ml.metro.tokyo.jp](mailto:integrative-design@ml.metro.tokyo.jp)

※ご質問がある場合は、以下より質問票をダウンロード・質問を御記載の上、  
上記メールアドレスまで御送付いただきますようお願いいたします。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/-shitsumonsoufu>

